

Title	大阪湾岸新田地帯の近代：尼崎沿岸部を中心に
Author	島田，克彦
Citation	市大日本史. 14 卷, p.33-58.
Issue Date	2011-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

大阪湾岸新田地帯の近代 — 尼崎沿岸部を中心に —

島田克彦

はじめに

本論は、近代日本における地域社会構造の歴史的展開過程を説明する作業の一環として、近世に大阪湾岸に形成された新田地帯において、

近代に阪神工業地帯が成立してゆく過程を分析するものである。具体的な素材として尼崎沿岸部（兵庫県川辺郡）を取り上げ、新田という開発の産物としての農地であったことに由来する特有の社会関係、すなわち資本投下と労働力提供を基礎に形成されてきた社会関係を、近世・近代尼崎地域の成り立ちと関わらせながら把握することを目標とする。

従来、大阪湾岸新田地帯をめぐる研究は、農民運動史^①、地主制、永小作権をめぐる法社会学^②、都市形成史^③といった多様な視角からその歴史の解明が試みられてきた。各々の研究は、戦後社会科学の発展諸段階ごとの問題関心を反映したものと考えられるが、現段階では大阪湾岸の新田地帯における歴史展開の総体に迫りきれていないという不満を感じる。特に（一）従来、永小作権について注目されてきたが、それ

は経済関係としての把握に止まり、その結果「永小作人」の地域における具体的な存在形態に注意が払われてこなかったこと（二）前近代以来、新田地帯に形成されてきた社会関係が、工業化や土地会社（近代的資本）による工場地帯形成と関連させられてこなかったこと、の二点に問題がある。こうした問題は、尼崎沿岸部を素材とする先行研究にも共通する^④。つまり従来の研究は、永小作権という土地の権利関係を、地域の社会構造・社会関係と関連させて理解するという面で課題を残しているのである。

これに対し、近年の近世地域社会史研究では、新田分析の視点・方法が新しく示されている。町田哲は朝尾直弘の研究を、新田をめぐるさまざまな社会関係をトータルに把握する視点に立つものと再評価した^⑤。町田はこうした理解に基づき、泉州坂本新田の開発と展開を、開発者による土地所有に規定された社会関係を軸として解明した。本論で取り扱う素材は近世村落構造分析の手法がそのままではまる対象ではないが、町田が示した視点はこれまでの研究に欠けていたといえよう。

表1 尼崎沿岸部の新田

新田の名称	開発の経緯など	高入れ	明治22年の所有者
新城屋新田	正徳年間、新城屋五郎右衛門・権右衛門兄弟(伊丹の酒造業者)により開発。正徳6には新城屋新田での酒造も認可。文政期、泉屋利兵衛に売却。	享保元/145,984石	巽リツ/本咲利一郎
東高洲・西高洲新地	【東・西】明和期、尼崎藩による埋め立て。しかし安永3年の高潮で荒れ所に。尼崎藩、尼崎惣町に新地下げ渡し、新畑として開発を命ず。天明4、尼崎藩から身元相応な町人10人に銀120貫目で下げ渡し。寛政3、再び潮入り。地親、【東】を再開発、【西】を荒地のまま放置→藩命令あるも難渋、藩に返上。天保期に再開発か。	【東・西】安永6/約50町。 天保9には60.36石	【東】本咲利一郎 【西】秋岡治郎作/ 橋本新右衛門
大高洲新田	経緯は未詳。文久3、藩が砲台を築造	嘉永4	祐野平次郎
東浜新田	開発の経緯未詳。	明和2	亀井吟平
西御見立新田	嘉永年間、道意・東新田などの同意を得て蓬川下流の腹床場を開発(菟原郡三条村・左八郎兵衛ら)	文久元/10,761石	左八郎兵衛
初島新田	正徳・享保年間に開発	享保9/天保9には200石	巽リツ/本咲利一郎

『尼崎市史』第2巻、『尼崎地域史事典』、土地台帳により作成。

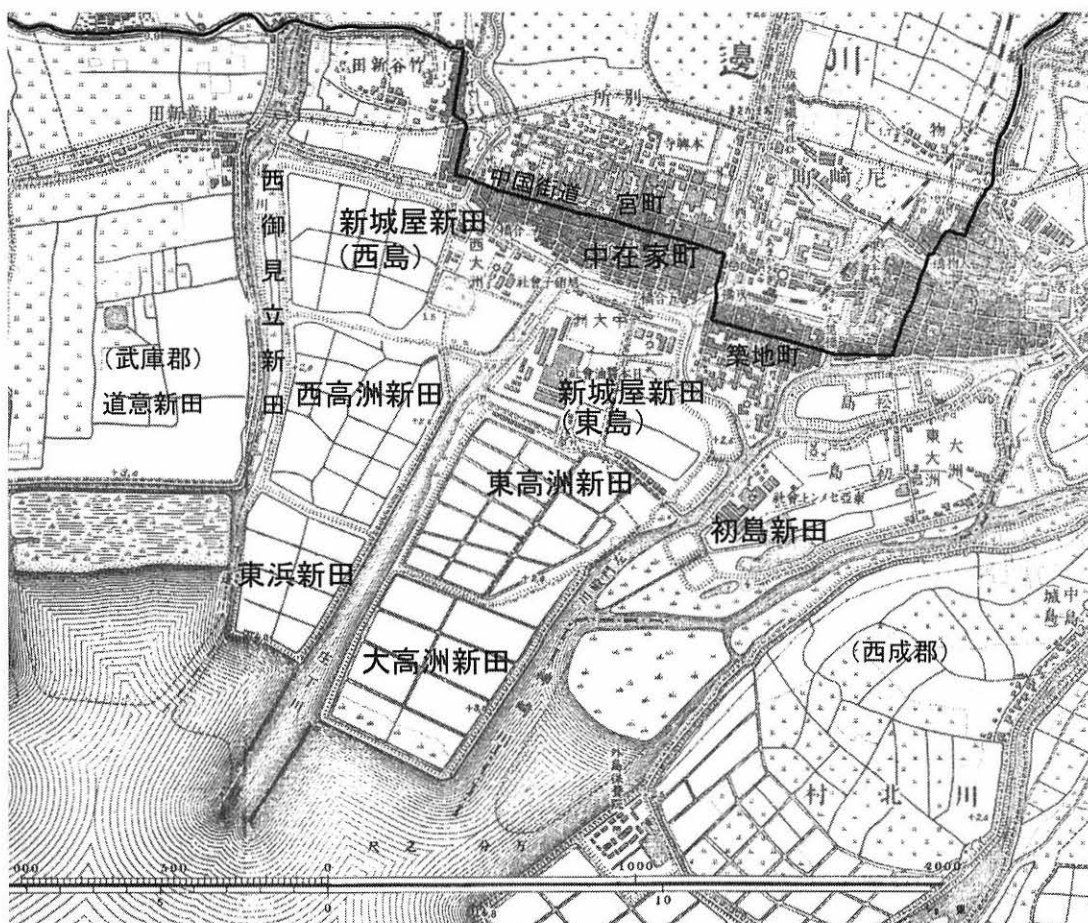


図1 尼崎沿岸部の新田 大日本帝国陸地測量部が1909年に測図した地形図に加筆して作成。

以上を踏まえ、本論の視点を次のように設定する。第一に、近世における新田の開発と経営をめぐる社会関係を、特に尼崎城下町の町人資本と「下作人」との関係を中心に把握する。第二に、この社会関係の近代における展開を①地租改正から民法制定に至る、近代的土地所有権の確立が尼崎の新田地帯ではいかなる形態で実現し、それは上記社会関係にどのようなインパクトを与えたか②近代的産業資本の確立過程にどうつながっていくか、の二局面において解明する。第三に、これらの一貫した歴史過程を、尼崎町とその沿岸部という個性を持った一地域に即して解明する。

一 近世における新田の経営と尼崎城下町

本論の対象である川辺郡尼崎町沿岸部の、近世における開発の経緯や所有関係を表1に整理した。開発の経緯が不明な場合も少なくないが、本論で強調したいのは、これら新田の開発と経営が、尼崎城下町の成り立ちと密接な関係を有していたという事である。以下ではこの点を念頭に、個々の論点について理解を掘り下げてみよう。

第一に、町人資本による新田への関与について考えておきたい。新城屋新田は正徳年間に伊丹の酒造業者によって開発されたが、文政期に泉屋利兵衛（本咲家）に売却された。また天明四年に尼崎藩から東西高洲新地の下げ渡しを受けたのは身元相応とされた町人一〇人であったが、泉屋はそれに含まれている（表2）。泉屋は城下を代表する両替商として中在家町・築地・宮町に加え、大坂にも拠点を有する豪商

であった。泉屋は財力を背景に尼崎藩の掛屋を務め、銀札の発行にも関与した⁷⁾。泉屋は近世中期から後期にかけて新城屋新田の他、武庫郡沿岸部新田の集積を進め、これらを質物として借銀をするといった経済活動を行っていた⁸⁾。

新田経営に関与した町人資本として、大坂釣鐘町の嶋屋利右衛門にも触れておきたい。泉屋と姻戚関係にある川辺郡寺本村の前田宗五郎家に伝わった文書によると、泉屋は天保二年（一八三一）から数回にわたり、借銀のための質物として新城屋新田を銀主に差し入れている。このうち平野屋六兵衛名義の借り入れについては平野屋惣兵衛と前田良蔵が共同で出資し、天保九年に泉屋と嶋屋に貸し付けたものであった。前田家と泉屋・嶋屋は尼崎藩や岸和田藩、旗本保科氏などへの貸し付けでも連携関係にあった⁹⁾。そして嶋屋は近世中・後期において、新城屋新田東島の所有者として、また武庫郡沿岸部の新田を泉屋と折半所有する者としてしばしば文書に登場する¹⁰⁾。つまりここから、大坂・尼崎城下・伊丹を結ぶ金融資本の連携関係が浮上するが、新田はその物質的媒介となっていたのである。

表2 東・西高洲新地の地主（寛政4年）

宮町	油屋清八 油屋太郎兵衛
中在家町	鯛屋与右衛門 泉屋利兵衛 梶ノ久左衛門
築地町	鯛屋伊左衛門 油屋幸右衛門 明石屋伊兵衛 明石屋宗兵衛
別所町	船屋伊兵衛
大物町	小浜屋源右衛門 野村屋伊右衛門

〔高洲新地地主名前并二月番〕（寛政4年。尼崎市教育委員会蔵）より作成。
『尼崎市史』第6巻を参照。

第二に、東・西高洲新地を素材に、「下作人」について考察する。明和期に尼崎藩は新城屋新田の地先を開発しようとしたが高潮のために荒れ所となり、「尼崎惣町」にこの新地を引き渡した。しかし惣町も難儀したため、天明四年に身元相応の町人一〇人を選び、銀一二〇貫目の上納を命じて下げ渡したのである。

東西高洲新地については、下作人の書き上げが残っている(表3)。下作人には出自が不明の者が多いが、その手がかりを幕末の中在家町から得ることができる。慶応二年の中在家町復元絵図から、土地区画ごとに土地を所持している者の屋号・名前・間口と奥行きが明らかに。新地下作人のうち、屋号と名前が一致する者として北方屋惣助らが挙げられる。この他、新田屋・碓屋など屋号が一致する場合もある。中在家町は魚問屋をはじめとする商工業者が集住する地域であり、下作人にもそのような者が少なくなかったのではないだろうか。

高洲新地には会所が設けられ、町人一〇人が月番で御用を務め、支配人を置いて執務させた。史料には支配人として鳴尾屋藤兵衛の名前が見られる。東高洲新地の名寄せを行うと、鳴尾屋は宛地面積が最大となる。支配人は有力な下作人から選任されていたのである。

第三に、城下町形成と中在家町の空間構造について述べておきたい。近世初期、戸田氏の尼崎藩時代(二一七―三五年)には尼崎城の築造と城下町の建設がおこなわれた。城郭東方には中世以来の五町(大物町・辰巳町・風呂辻町・市庭町・別所町)が存在していたが、戸田氏の時代に城郭建設のために民家を移転させ、城郭西側の砂地を替地として

表3 東・西高洲新地の下作人

東高洲新地	油屋市右衛門 行燈屋治郎兵衛 生島屋治兵衛 伊丹屋与十郎 宇田屋吉兵衛 宇陀屋藤兵衛 大垣屋伊兵衛 尾張屋善七 籠屋嘉兵衛 鯉屋伊兵衛 岸田屋藤兵衛 北村彦兵衛 木屋庄左衛門 久下屋儀兵衛 糞屋宇兵衛 小林屋宇兵衛 才賀屋儀兵衛 猿屋宇右衛門 三田屋徳兵衛 塩屋源兵衛 塩屋弥七 白銀屋藤兵衛 新田屋嘉兵衛 豊屋平兵衛 玉屋喜八 樽屋市右衛門 常松屋久四郎 富松屋仁兵衛 直場屋吉右衛門 名塩屋太郎右衛門 灘屋新兵衛 七ツ松屋宇兵衛 七ツ松屋徳治郎 七ツ松屋徳兵衛 鍋屋甚右衛門 鳴尾屋元治郎 鳴尾屋藤兵衛 難波屋喜兵衛 難波屋作兵衛 鼠屋仙治郎 鼠屋伝兵衛 野間屋亀蔵 野間屋ふさ 畑中屋新七 樋口屋九郎右衛門 深江屋久兵衛 牧屋仁兵衛 葭屋吉兵衛 葭屋太右衛門
	碓屋市治郎 碓屋助次郎 泉屋忠七 泉屋弥兵衛 大垣屋伊兵衛 大坂屋宗八 大島屋源兵衛 尾張屋喜兵衛 尾張屋善兵衛 鹿島屋宗三郎 小林屋宇兵衛 小林屋太右衛門 小部屋市右衛門 小部屋市郎兵衛 小部屋久兵衛 鷲屋太助 雑喉屋嘉右衛門 新田屋嘉兵衛 竹屋喜兵衛 竹屋太兵衛 竹屋治兵衛 樽屋清兵衛 樽屋安兵衛 丹後屋治兵衛 塚口屋久兵衛 津山屋吟兵衛 長洲屋源右衛門 灘屋伊兵衛 難波屋治兵衛 鼠屋伝兵衛 野間屋ふさ 八反屋庄兵衛 八反屋治兵衛 半屋嘉右衛門 半屋嘉兵衛 半役清右衛門 北方屋宗助 牧屋仁兵衛 松屋惣兵衛 丸屋久兵衛 餅屋平右衛門 大和屋佐右衛門 山本屋庄兵衛 山本屋与三郎

「西高洲新田作人連印帳」(天保3)、「東高洲新地名寄帳」(天保9)より作成(尼崎市教育委員会蔵)。『尼崎市史』第6巻を参照。50音順に配列し直した。下線は東・西に共通している名前。

与えた。この場所に建設されたのが中在家町と宮町である。両町は大坂と西宮を結ぶ往還筋（中国街道）を南北に挟んで相對する。また築城に伴い、往還筋を城郭南側地先の蔑島と小島を通して迂回させる工事とこの新街道筋の町割りが戸田氏の時代に行われ、続く青山氏の時代に町場化が本格的に進んだ（二六三五年から六五年までの間）。ここに形成されたのが築地町である。¹⁴これら新しい町の建設によって、尼崎の城下町が完成したのである。こうした城下町形成の経緯をふまえて表2を見ると、東西高洲新地の下げ渡しを受けた一〇人の町人は、城下一般というよりは、近世に建設された新しい町に比重があったといえよう。

さらに中在家町の空間構成にも踏み込んでみたい。建設当時の中在家町は、往還筋の南に作られた三筋の東西路と、七筋の南北路によって区画が形作られたとされる。¹⁵しかし先に見た慶応二年の復元図によると、往還筋から浜手側に向かって中・浜・大浜の三筋に加え、川端筋・新川端筋が存在し、浜手へ向けて区画の細分化が認められる。¹⁶近世において中在家町は、狭小な区画をもつ新しい裏通りを形成しながら、浜手側へ膨張していったのであろう。往還筋に面した区画を所持しているのは泉屋利兵衛をはじめ、肥料商の梶久右衛門、酒造などを営んだ鉛屋治左衛門（秋岡家）などであった。かれらの所持地は区画が大きく、しかも複数区画にわたっている。これに対し、中筋以南の浜手側には下作人たちの土地所持が確認される。かれらの所持する区画は狭小かつ不規則で、往還筋の区画と対照的である（ただし複数区画を所持する者は存在する）。こうした中在家町の空間構成は、高洲新地の経営を命

じられた有力町人と下作人の関係と重なっていたのではないだろうか。

第四に、新田の経営と、その中での下作人の役割について、東高洲新地を事例に考察しておきたい。文政六年九月、「百姓惣代」九名から「御地主衆中様」に宛て、年貢を皆無同様として欲しい旨の願書が差し出されている。¹⁷要点は次の通りである。①今夏の綿作は干魃のため難儀した。②近年、照り続きの年には神崎川・左門殿川から樋門を通じて日を限って取水し、井路筋を満水にすることで逆潮や塩分の畑への侵入を防いできた。このような年は、六月土用前後から本田村々が辰巳堰（辰巳町付近の堰か）から取水するので、その時期までは当新田でも取水できる。③しかし当年は夏作植付け以来の日照りであり、五月に本田村が稲を植付ける以前から辰巳堰から取水しようとしたが、水は全く下って来なかった。もちろん本田の用水と井関に關わることもゆえ、差し支えを申し述べることはできない。④尿・干鰯も汐が上がつた土地では効果が少ない。小前は干鰯代金を延借しているが、収穫がないため返済の目処が立たない。以上の理由から、年貢を皆無同様としてほしいと願っているのである。この事例から、東高洲新地の経営をめぐる次の論点が導かれる。第一に願ひ出た百姓惣代九名のうち一名を除く者たちは、下作人であることが確認される。第二に新地では農業生産が行われ、川からの取水や井関の使用をめぐって上流本田村と關係があつたことである。ただしここで問題となっている東高洲新地での水利用は灌漑ではなく、海辺の新田への塩害を防ぐことが目的であつた。尿と干鰯を用いる綿作が行われていたようだが、必ずし

も有利な条件下での生産とはいえなかったようである。

地主に対して差し出された願書は、会所に詰めていた月番地主の手によって郡代へと伝えられた。同年同月、月番を務めていた泉屋利兵衛と支配人藤兵衛が連名で、下作人より難渋の趣の訴えがあったので、年貢用捨を願う旨の届け書が郡代に宛てて差し出されている。このように東高洲新地の支配は、藩（郡代）―地主・支配人―下作人という重層構造をなしていた。

ただし注意しておきたいのは、下作人を直接生産者と捉えるか否かである。下作人には中在家町の商工業者と推定される者が少なくない。ここで見た「百姓惣代」の場合は直接生産に関与していた可能性はあるが、さらに小作人が存在した可能性も否定できない。この点は明治期についても改めて検討する。

二 永小作権保護請願

近世において尼崎町沿岸部に開発された新田地帯の近代への展開過程を考察する上で、一八九九年（明治三二）の永小作権保護請願は広範な論点の集約点に位置する。以下、請願の趣旨と論理を読み解き、そこから新田地帯の歴史展開に迫ってみたい。

（一）永小作権保護請願

一八九九年一月一五日、尼崎町の二〇六人、神戸市の二人、大阪市の二人が連署し、内閣総理大臣山県有朋宛に「永小作権ニ関スル請

願書」を提出した¹⁸。請願書は、川辺郡尼崎町沿岸部の新田上に存在する永小作権の保護を求めている。前年に施行された民法は、第二百七十八条において永小作権の存続期間を二〇年以上五〇年以下と定めた。請願書は、民法の規定によってこの永小作権（財産権）を喪失したと訴え、法の修正または特別法の制定を要求しているのである。

以下、請願書の内容を検討する。全文を内容から四つの部分に分けて考える。

①民法の制定によって、尼崎の新田上に存在する永小作権という、永久の財産権を侵害された。ゆえに法の修正または特別法の制定を請願する。

②近世に尼崎藩が新田を開発し、領土の農民に貸与したが、塩害のために作物の生育に適さなかった。この土地で農業生産が可能となったのは、土砂の搬入、塩分の除去に長年にわたって努めた我々の祖先（小作人）の辛苦の結果に他ならない。

③明治維新に伴って土地の私的な所有権が法的に確立するに際し、我々は土地を購入する資力を有さず、「地床ハ終二分レテ」地元地主の所有に属した。しかし、その地上については「上砂」または「畑砂」と称し、小作人がその所有権を依然として保持し続けた。地主（すなわち地床所有者）は単に地床に対する権利のみを有し、上砂所持者から若干の地盤料を取得する以外に権利を持たない。これに対し小作人（すなわち上砂所持者）は、土地の使用・収益・処分を併せ持ち、地主の承諾なしで地目変更や転貸・小作させる自由を持ち、それゆえ遠隔地に居

住しながらも権利の行使に差し支えず、かえって多くの転貸小作人有するなど、あたかも純然たる土地所有者といささかも変わるところがないかのようである。のみならず、上砂所持者が上砂の売買、譲与、質入、書入等を希望する場合は、一般土地所有者同様に町村長の公証を経て自由に行いうる慣習である。ゆえに、土地売買価格も、上砂と地床には著しい差異があり、例えば上砂一反歩百円とすると、地床は三〇円程度である。いかに上砂所持人の権利が重いかが明らかである。

④尼崎における新田永小作権は一種の世襲財産であり、世間というところのいわゆる永小作権という、長期の貸借関係に止まるものとは全く異なる。地床所有者は幾度も交替したが、その間に地主によって上砂権の排斥、売買承諾の拒否がなされ、これらの行為が訴訟を引き起こすこともあったが、悉く上砂所持人の勝利に帰した。このように上砂権は不可侵の財産権であるにも拘わらず、民法制定によりその価値が著しく損なわれ、価格が下落した。そのため、財産権の保障を請願するものである。

以上が請願書の内容である。請願書を理解するポイントを、次の二点に求めたい。(a) 永小作権の根拠として、祖先の「辛苦」が明治三二年時点で強調されていることをどう理解するか。(b) 永小作権は伝統社会に起源を有すると考えられるが、これを歴史的に把握する必要がある。特に地租改正以降、請願の時点に至る近代的土地所有権の確立過程で永小作権がいかなる状況に置かれたか。以下では、これら二点を念頭に置きながら、請願書の論理や、そこから浮かび上がる

新田をめぐる歴史展開について、請願者が法典調査会に提出した参考資料(表5)⁽²⁰⁾も参照しながら検討を加える。

(2) 論点

第一に、近世以来の下作人について考察する。請願者たち(表4)は近世後期の「下作人」を系譜に持つ人々であると考えられる。近世における新田の経営については、藩からの払い下げ等への論及は東西高洲新地に関する伝承に基づくと思われるが、全体に近世に対する理解は漠然としている。その中で強調されているのは「祖先ノ辛苦」である。ここから浮かび上がるのは、開発者の下で開拓民として労働力を投入し、悪条件下で農業に取り組んだ人々の姿である。

開発当初の新田に対する下作人の権利に関する史料を検討しておく。文化三年、下作人灘屋新兵衛は高洲新地地主中及び支配人藤兵衛(鳴尾屋)に一札を差し出した。⁽²¹⁾それによると東高洲新地のうち「ア印六番」が新兵衛に宛てられ、検地の結果九畝一〇歩の面積とされた。新兵衛はこの土地を下作するわけだが、「歟下三年預り御用捨、後三年砂代として前後六ヶ年御用捨」されることが一札で確認されている。当初三年間は「歟下」すなわち開墾の奨励及び報償として、続く三年間は「砂代」の名義により、都合六ヶ年年貢が免除されたのであり、年貢納入は「来ル申年」つまり文化九年から始まるのであった。開墾地における歟下免租は一般に見られるが、東高洲新地の場合はさらに「砂代」として三年間の年貢免除がなされた。請願書が主張する「砂

No.	居所	職業	氏名	年号	年月日	西暦	No.	居所	職業	氏名	年号	年月日	西暦
107	尼ヶ崎町	農業	竹間儀三郎	明治	12.12.7	1879	160	尼ヶ崎町	農業	芦澤弥造	明治	4.11.5	1871
108	尼ヶ崎町	農業	利倉亀吉	慶応	3.11.19	1867	161	尼ヶ崎町	農業	戎卯之助	明治	4.6.17	1871
109	尼ヶ崎町	農業	詠田松之助	明治	6.4.12	1873	162	尼ヶ崎町	農業	渡邊源三郎	弘化	4.11.25	1847
110	尼ヶ崎町	農業	林藤吉	明治	4.9.13	1871	163	尼ヶ崎町	雑業	早崎市松	安政	2.6.16	1855
111	尼ヶ崎町	雑業	秋岡萬太郎	明治	7.6.18	1874	164	尼ヶ崎町	農業	中野政吉	元治	1.10.12	1864
112	尼ヶ崎町	綿業	山田由松	明治	5.10.19	1872	165	尼ヶ崎町	雑業	石田政久	嘉永	3.11.10	1850
113	尼ヶ崎町	農業	繁益重治郎	天保	13.1.1	1842	166	尼ヶ崎町	生魚商	奥田吉右衛門	安政	1.11.4	1854
114	尼ヶ崎町	農業	森島常蔵	安政	1.8.20	1854	167	尼ヶ崎町	芋商	門脇福松	明治	2.10.21	1869
115	尼ヶ崎町	農業	秋岡喜八	嘉永	2.9.28	1849	168	尼ヶ崎町	雑業	梶源左衛門	天保	11.5.29	1840
116	尼ヶ崎町	農業	野口太三郎	安政	6.5.6	1859	169	尼ヶ崎町	農業	福田萬太郎	文久	3.11.14	1863
117	尼ヶ崎町	農業	栗田治郎吉	元治	1.5.23	1864	170	尼ヶ崎町	油商	本田熊記智	嘉永	4.10.12	1851
118	尼ヶ崎町	農業	詠田卯之松	明治	12.4.29	1879	171	尼ヶ崎町	農業	稲垣せい	安政	3.11.3	1856
119	尼ヶ崎町	荒物商	北方末吉	明治	4.2.1	1871	172	尼ヶ崎町	農業	安川徳松	明治	7.10.20	1874
120	尼ヶ崎町	農業	小原種造	明治	6.5.8	1873	173	尼ヶ崎町	塩業	木原丑松	明治	3.6.3	1870
121	尼ヶ崎町	農業	櫻本弥平	文久	2.8.18	1862	174	尼ヶ崎町	農業	荒井ゆき	天保	3.3.5	1832
122	尼ヶ崎町	農業	繁益せい	天保	3.9.5	1832	175	尼ヶ崎町	農業	高岡伊平	文政	11.3.2	1828
123	尼ヶ崎町	農業	田中市治郎	天保	12.11.11	1841	176	尼ヶ崎町	生魚商	黒臺真次郎	明治	9.11.4	1876
124	尼ヶ崎町	農業	林菊松	明治	2.10.14	1869	177	尼ヶ崎町	舟大工業	浦田善之助	明治	12.8.10	1879
125	尼ヶ崎町	農業	黒田藤吉	安政	4.1.11	1857	178	尼ヶ崎町	農業	橋田勘次郎	天保	6.3.24	1835
126	尼ヶ崎町	農業	戸井浅吉	慶応	3.5.23	1867	179	尼ヶ崎町	農業	牡丹源三郎	嘉永	6.11.21	1856
127	尼ヶ崎町	農業	林太平	元治	1.11.13	1864	180	尼ヶ崎町	農業	由良はる	文久	3.12.25	1863
128	尼ヶ崎町	農業	林伊平	嘉永	2.5.10	1849	181	尼ヶ崎町	農業	吉井忠次郎	明治	10.12.31	1877
129	尼ヶ崎町	農業	黒田松蔵	嘉永	3.2.2	1850	182	尼ヶ崎町	農業	梶うの	嘉永	2.2.8	1849
130	尼ヶ崎町	農業	北村米吉	明治	10.2.2	1877	183	尼ヶ崎町	農業	平野治平	安政	3.12.11	1856
131	尼ヶ崎町	農業	林太吉	嘉永	4.9.24	1851	184	尼ヶ崎町	雑業	櫻井政次郎	明治	7.3.23	1874
132	尼ヶ崎町	農業	水堂為蔵	安政	5.4.18	1858	185	尼ヶ崎町	農業	秋岡梅太郎	明治	1.7.25	1868
133	尼ヶ崎町	生魚商	畠中甚八	天保	10.10.10	1839	186	尼ヶ崎町	農業	林治三郎	明治	10.2.5	1868
134	尼ヶ崎町	農業	吉井市平	弘化	1.4.28	1844	187	尼ヶ崎町	農業	繁益九十郎	嘉永	2.3.12	1849
135	尼ヶ崎町	農業	小川兵五郎	天保	5.10.21	1834	188	尼ヶ崎町	農業	小原九造	明治	8.7.23	1875
136	尼ヶ崎町	漁業	吉本定吉	天保	12.9.26	1841	189	尼ヶ崎町	雑業	秋岡みつ	天保	7.2.5	1836
137	尼ヶ崎町	農業	山本太吉	慶応	2.3.30	1866	190	尼ヶ崎町	農業	林ちよ	天保	12.5.15	1841
138	尼ヶ崎町	農業	笹部菊松	安政	6.6.8	1859	191	尼ヶ崎町	農業	荒井伊平	文政	9.9.30	1826
139	尼ヶ崎町	農業	矢野彦治郎	明治	8.2.28	1875	192	尼ヶ崎町	農業	林じう	文政	11.10.7	1828
140	尼ヶ崎町	農業	今北平吉	明治	1.8.22	1868	193	尼ヶ崎町	農業	中野甚蔵	文政	6.1.16	1823
141	尼ヶ崎町	農業	山中清五郎	嘉永	2.10.7	1849	194	尼ヶ崎町	農業	黒田卯三郎	明治	7.8.16	1874
142	尼ヶ崎町	農業	武田宇之助	安政	6.12.11	1859	195	尼ヶ崎町	農業	松本久吉	文久	3.12.21	1863
143	尼ヶ崎町	農業	今中寅吉	天保	8.3.31	1837	196	尼ヶ崎町	生魚商	樽谷為三郎	明治	11.5.18	1878
144	尼ヶ崎町	農業	中川久治郎	安政	1.8.1	1854	197	尼ヶ崎町	質商	梶政次郎	明治	11.11.11	1878
145	尼ヶ崎町	農業	宮島嘉十郎	嘉永	1.1.15	1848	198	尼ヶ崎町	農業	藤井藤吉	明治	2.1.2	1869
146	尼ヶ崎町	農業	梶萬太郎	慶応	2.9.28	1866	199	尼ヶ崎町	農業	竹間駒吉	明治	5.10.25	1872
147	尼ヶ崎町	農業	由良興蔵	明治	11.5.14	1878	200	尼ヶ崎町	農業	林寅治郎	明治	10.9.20	1877
148	尼ヶ崎町	肥料商	奥野庄七	天保	13.9.11	1842	201	尼ヶ崎町	農業	林嘉平	明治	6.2.1	1873
149	尼ヶ崎町	米商	木下半三郎	明治	10.9.14	1877	202	尼ヶ崎町	農業	武田太三郎	明治	9.8.18	1876
150	尼ヶ崎町	畳商	八十原松之介	元治	1.1.7	1864	203	尼ヶ崎町	農業	安倉千世	明治	3.4.18	1870
151	尼ヶ崎町	農業	源太辰蔵	安政	3.9.2	1856	204	神戸市	干物商	加渡六兵衛	嘉永	6.1.14	1853
152	尼ヶ崎町	雑業	次山福治郎	明治	9.9.13	1876	205	神戸市	竹材商	久住清兵衛	安政	3.10.3	1856
153	尼ヶ崎町	農業	荒井種吉	文政	6.8.21	1823	206	大阪市	無職業	中川嘉衛	明治	8.3.3	1875
154	尼ヶ崎町	煙草商	稲垣治三郎	弘化	1.5.24	1844	207	尼ヶ崎町	農業	嘉渡藤蔵	弘化	1.1.3	1844
155	尼ヶ崎町	雑業	三村しげ	嘉永	3.1.10	1850	208	尼ヶ崎町	農業	林長治郎	明治	8.5.18	1875
156	尼ヶ崎町	農業	小川栄五郎	嘉永	4.12.20	1851	209	尼ヶ崎町	無職業	吉弘直誠	弘化	3.8.2	1846
157	尼ヶ崎町	菓子商	大島永五郎	嘉永	6.4.25	1853	210	大阪市	弁護士	横田虎彦	安政	3.12.18	1856
158	尼ヶ崎町	乾物商	上村清助	弘化	1.10.24	1844							
159	尼ヶ崎町	農業	嘉渡藤之助	明治	11.12.8	1878							

表4 永小作権保護請願署名者一覧

No.	居所	職業	氏名	年号	年月日	西暦	No.	居所	職業	氏名	年号	年月日	西暦
1	尼ヶ崎町	農業	梅澤常吉	文久	3.2.15	1863	54	尼ヶ崎町	農業	家野弥平	嘉永	5.8.21	1852
2	尼ヶ崎町	農業	阪本嘉平	天保	1.4.15	1830	55	尼ヶ崎町	醤油製造業	大塚由り	明治	5.12.7	1872
3	尼ヶ崎町	農業	北方惣助	安政	2.6.28	1855	56	尼ヶ崎町	農業	大道丑松	明治	10.2.4	1877
4	尼ヶ崎町	農業	由良熊之助	万延	1.12.13	1860	57	尼ヶ崎町	農業	福田市平	天保	1.3.15	1830
5	尼ヶ崎町	農業	高見喜八	嘉永	6.10.18	1853	58	尼ヶ崎町	農業	福田徳三郎	安政	2.10.19	1855
6	尼ヶ崎町	農業	大島兵蔵	安政	5.3.25	1858	59	尼ヶ崎町	農業	大島仲造	安政	6.1.19	1859
7	尼ヶ崎町	農業	北方久吉	弘化	2.2.14	1845	60	尼ヶ崎町	農業	安川太四郎	嘉永	2.7.14	1849
8	尼ヶ崎町	農業	橋本たね	万延	1.1.25	1860	61	尼ヶ崎町	農業	福田幸治郎	弘化	2.6.6	1845
9	尼ヶ崎町	生魚商	北方清左衛門	嘉永	6.10.9	1853	62	尼ヶ崎町	農業	生島藤八	弘化	1.5.10	1844
10	尼ヶ崎町	農業	山元善三	天保	2.11.13	1831	63	尼ヶ崎町	農業	上村新三郎	安政	1.7.18	1854
11	尼ヶ崎町	農業	詠田鹿蔵	慶応	19.16	1865	64	尼ヶ崎町	農業	橋本庄次郎	明治	10.7.12	1877
12	尼ヶ崎町	農業	橋本徳太郎	明治	3.10.12	1870	65	尼ヶ崎町	農業	北川庄蔵	安政	6.8.10	1859
13	尼ヶ崎町	荒物商	北方なを	明治	5.9.3	1872	66	尼ヶ崎町	農業	井澤傳七	嘉永	2.8.26	1849
14	尼ヶ崎町	農業	詠田太平	天保	3.4.15	1832	67	尼ヶ崎町	農業	立間政吉	弘化	4.9.19	1847
15	尼ヶ崎町	農業	安川たね	明治	8.5.10	1875	68	尼ヶ崎町	農業	稲垣清吉	安政	1.3.17	1854
16	尼ヶ崎町	農業	詠田瀧次郎	文久	2.5.25	1862	69	尼ヶ崎町	農業	稲垣幸次郎	明治	4.10.17	1871
17	尼ヶ崎町	農業	西村龍吉	慶応	3.7.16	1867	70	尼ヶ崎町	農業	井澤松之助	明治	12.1.16	1879
18	尼ヶ崎町	生魚商	樽谷くら	天保	8.8.10	1837	71	尼ヶ崎町	農業	松本米蔵	明治	3.5.9	1870
19	尼ヶ崎町	農業	松本豊吉	安政	3.3.10	1856	72	尼ヶ崎町	農業	八木こと	弘化	4.2.16	1847
20	尼ヶ崎町	農業	山口吉三郎	明治	18.2.7	1868	73	尼ヶ崎町	農業	八木きく	明治	2.12.15	1869
21	尼ヶ崎町	農業	門脇豊松	明治	3.8.6	1870	74	尼ヶ崎町	綿商	山田喜代助	天保	12.2.18	1841
22	尼ヶ崎町	農業	北村丑之助	嘉永	6.11.21	1853	75	尼ヶ崎町	畳商	毛利又次郎	弘化	1.10.10	1844
23	尼ヶ崎町	農業	矢野丑松	文久	1.9.16	1861	76	尼ヶ崎町	荒物商	北方伊助	天保	8.2.3	1837
24	尼ヶ崎町	農業	高岡亀吉	文久	3.10.21	1863	77	尼ヶ崎町	生魚商	生野伊助	嘉永	4.11.23	1851
25	尼ヶ崎町	農業	岸捨吉	慶応	1.4.8	1865	78	尼ヶ崎町	農業	樽谷巳之助	明治	3.9.27	1870
26	尼ヶ崎町	生魚商	樽谷槌太郎	明治	2.2.28	1869	79	尼ヶ崎町	下駄商	北村はな	嘉永	6.9.12	1853
27	尼ヶ崎町	雑業	櫻井直七	天保	8.5.15	1837	80	尼ヶ崎町	農業	梶茂平	文政	5.1.16	1822
28	尼ヶ崎町	農業	矢野又次	天保	14.6.28	1843	81	尼ヶ崎町	質商	本田甚右衛門	安政	2.3.9	1855
29	尼ヶ崎町	農業	矢野安吉	安政	5.11.27	1858	82	尼ヶ崎町	生魚商	藤本茂平	明治	5.5.7	1872
30	尼ヶ崎町	農業	門脇政吉	慶応	3.10.27	1867	83	尼ヶ崎町	瓦商	森脇友吉	明治	5.1.10	1872
31	尼ヶ崎町	農業	門脇弥太郎	嘉永	3.5.18	1850	84	尼ヶ崎町	農業	山口幸治郎	明治	2.6.30	1869
32	尼ヶ崎町	無業	森脇弥平	天保	1.2.9	1830	85	尼ヶ崎町	雑業	小林俊三	嘉永	2.7.24	1849
33	尼ヶ崎町	農業	山口利平	天保	12.1.1	1841	86	尼ヶ崎町	農業	由良やく	慶応	1.10.1	1865
34	尼ヶ崎町	湯屋業	竹中平吉	万延	1.5.3	1860	87	尼ヶ崎町	農業	由良きわ	安政	6.11.16	1859
35	尼ヶ崎町	農業	門脇新造	明治	13.1.21	1880	88	尼ヶ崎町	農業	松本久右衛門	明治	12.7.25	1879
36	尼ヶ崎町	農業	岡田茂市	万延	1.3.1	1860	89	尼ヶ崎町	農業	高尾寅蔵	明治	11.11.18	1878
37	尼ヶ崎町	雑業	野口兼吉	嘉永	1.11.17	1848	90	尼ヶ崎町	農業	由良とみ	明治	3.9.20	1870
38	尼ヶ崎町	農業	門脇辰造	安政	2.9.3	1855	91	尼ヶ崎町	農業	榎本武平	嘉永	3.1.17	1850
39	尼ヶ崎町	農業	名後徳次郎	嘉永	6.6.15	1853	92	尼ヶ崎町	農業	林利平	嘉永	2.1.25	1849
40	尼ヶ崎町	農業	戎與平	弘化	2.11.9	1845	93	尼ヶ崎町	油商	本田泰次郎	明治	5.9.24	1872
41	尼ヶ崎町	舟大工業	浦田善助	安政	4.7.19	1857	94	尼ヶ崎町	農業	武田太平	元治	1.11.13	1864
42	尼ヶ崎町	農業	西山安造	元治	1.8.28	1864	95	尼ヶ崎町	農業	寺本善蔵	天保	9.1.10	1838
43	尼ヶ崎町	農業	棚橋虎吉	元治	1.7.13	1864	96	尼ヶ崎町	農業	吉井久次郎	嘉永	5.11.28	1852
44	尼ヶ崎町	農業	梅澤常蔵	明治	10.11.10	1877	97	尼ヶ崎町	農業	小野原菊松	嘉永	3.2.28	1850
45	尼ヶ崎町	農業	浦田卯之助	嘉永	5.6.24	1852	98	尼ヶ崎町	農業	阪本豊助	嘉永	5.7.14	1852
46	尼ヶ崎町	農業	山口竹造	明治	12.8.24	1879	99	尼ヶ崎町	質商	本田真三	明治	9.3.23	1876
47	尼ヶ崎町	農業	田中かめ	慶応	3.6.4	1867	100	尼ヶ崎町	農業	吉井市次郎	明治	8.6.3	1875
48	尼ヶ崎町	農業	芦澤すえ	弘化	4.2.2	1847	101	尼ヶ崎町	農業	藤井藤次郎	弘化	4.6.7	1847
49	尼ヶ崎町	農業	樋口利平	元治	1.11.11	1864	102	尼ヶ崎町	生魚業	生野徳松	明治	12.8.3	1879
50	尼ヶ崎町	米商	原田治助	嘉永	2.10.17	1849	103	尼ヶ崎町	農業	竹間清七	嘉永	5.10.3	1852
51	尼ヶ崎町	農業	中川久吉	安政	4.9.18	1857	104	尼ヶ崎町	農業	利倉平吉	弘化	2.2.13	1845
52	尼ヶ崎町	農業	井上駒吉	嘉永	6.5.10	1853	105	尼ヶ崎町	農業	阪本為次郎	明治	8.6.1	1875
53	尼ヶ崎町	農業	西山政吉	明治	11.11.20	1878	106	尼ヶ崎町	農業	吉井熊次郎	明治	5.11.6	1872

「永小作権二関スル請願書」(国立公文書館所蔵)より作成。年月日は生まれを示す。

代」に直結するか否かは即断できないが、下作人に認められた権利の一つとして注意しておきたい。またこの一札には小作年期の定めがないことも、永小作権の要件として理解できよう。なお第一章で東高洲新地の綿作について述べたが、文政六年九月に願書を差し出した「百姓惣代」の一人が灘屋新兵衛である。新兵衛が農業生産に基づいて年貢を負担していることは明らかだが、直接生産者であるか否かは、やはり保留しておくべきであろう。

第二に、近世における「砂代」について。請願書によると、近世にすでに砂代の慣行が行われていた。これについては新城屋新田での事例がある。²²①文化五年一二月、船大工与次兵衛は泉屋仁兵衛に宛てて新城屋新田のうち畑一反三畝一七歩の砂代を引き当てに銀子二〇〇目を借用する証文を差し出した。②文化一四年正月、手平屋宇左衛門は天野屋市兵衛に宛て、新城屋新田のうち畠角五〇番・五一番の畑七畝七歩の砂代を引き当てに銀子三〇〇目を借用する証文を差し出した。二通ともに、新城屋新田支配人である嘉右衛門が承知した旨の奥書を添えている。こうした質入れは所有権移転につながることも少なくなかったであろう。これらの事例は近世尼崎において新田の永小作が権利化し、事実上売買されていたことを示している。請願書は、尼崎における新田永小作を、流通・転貸・相続等が可能な、財産権としての性質を有する点において、単に期限の定めがないという意味の「永小作」とは異質であると強調している。これらの事例は、請願書の主張を裏付けるものといえよう。

第三に、地租改正と所有権の確立について。少なくとも近世後期において、上砂の地床からの分離や権利化が進んでいたと考えられる。こうした慣行を有する土地において、地租改正事業を通じた近代的所有権の確立はどのような形で実現したのであるか。またそれは、近世のいかなる実態を反映していたのであろうか。本論では地租改正による土地所有権の確立については直接明らかにしないが、近世の状況と、土地台帳²³から明らかになる明治三二年以降の所有関係をもとに、近世から近代にかけての新田における土地所有の変遷を再構成してみよう。大高洲新田と西御見立新田については情報が得られないが、その他については所有権変遷のパターンから大きく二つに類型化して把握できる。

第一のグループは新城屋・東高洲・初島の三新田である。これら三新田においては、土地台帳によると本咲利一郎と巽家による折半所有が一八九九年（明治三二）まで続いている。近世における開発の経緯は異なるが（初島は不明）、新城屋・東高洲については泉屋と嶋屋による所有乃至経営への参画が明らかとなっている。嶋屋と巽家の関係については現時点では立証できないが、いずれも大阪（東区）釣鐘町が居所であり、何らかの關係が想定される。こうした経緯を有する三新田を、近世から地租改正を経て尼崎・大坂の町人資本による所有が一定の連続性を有した第一のグループとして把握しておきたい。

第二のグループは、西高洲新田と東浜新田である。土地台帳によると、西高洲新田は秋岡治郎作（鉛屋）と橋本新右衛門（武庫郡七松村）の共有となっていた。東・西高洲新地は藩によって開発され、潮入りの

後で町人に払い下げられ後に返上される。鉛屋は尼崎城下の有力商人だが、新地経営には参画していなかった。東・西は支配関係は一体だが、東では農業が営まれる一方、西は荒地のまま放置されるという具合に、土地利用の実態では対照的であった。両者はおそらく、地租改正及びその後の変遷を経て、それぞれ本咲と秋岡の所有に属することになった。土地利用面で対照的な東・西であったが、近代に入つて所有関係が分離することになったのである。

東浜新田については、開発の経緯は不詳である。土地台帳上の所有者は亀井吟平だが、一八七八年(明治一)の時点では村上與一郎・木村祐七の名が見られる。ところが一八九三年(明治二六)に無断作排斥の訴訟が提起された時点での地主は秋岡治郎作であり、所有権の変遷があつた模様である。この裁判で上砂権の存在を証言しているのが亀井である。

また裁判では、東浜新田の小作には一定の期限がなく、小作人が畑砂所有人なる名称を有する旨の公吏による調査結果が採用されているが、調査は秋岡による亀井に対する強制執行に際して行われたものであつた。

これは東浜新田の所有権が亀井から秋岡へ移転した際の事情を物語るものである。以上から、明治前期に秋岡家による土地所有が確立してゆく西高洲と東浜を、第二グループの新田として把握しておきたい。

第四に、近代の地主と下作人の関係について。請願者は民法の編纂を行った法典調査会に「上砂」「畑砂」の正当性を証明するために参考資料を提出した(表5)。ここでは資料を参照しながら、近代における地主と下作人の関係を考察する。

第一号から第八号は、一八七五年(明治八)から八七七年に至る時期の上砂売買証文である。²¹例えば第一号文書は、一八八七年に(東)新城屋新田字南橋詰一〇八番の畑砂一反一四歩の持ち主である大江まつが、代金九〇円で生野伊助に売り渡すものである。第六号文書は、一八八〇年に新城屋新田字四方井路六八番の畑砂一反二畝一七歩について、持ち主である八木佐七が、代金一一五円で樽谷清九郎に売り渡すものである。

土地台帳によると、前者の土地所有者は異リツ、後者は本咲利一郎となつてゐる。売買当時の地主は正確には不明だが、ともに代理として八木新助なる人物が奥書している。法定地価はそれぞれ三三円一四銭、三九円七八銭である。これらの事例から、請願書で畑砂が地価の三倍近い価格で取引されると述べられているのは、法定地価の三倍を意味したことがわかる。これらの文書によつて畑砂の譲渡を受けた人々は、請願者として署名している者、またはその先代と推定される者である。彼等自身、権利・財産権としての畑砂を祖先以来持ち伝えて来ただけでなく、売買によつて入手した面もあつたことを確認しておきたい。

これら上砂権の所有者たちは、地主とは緊張関係にあつた。一八八七年後半から、地主が「畑砂」名義に奥印を拒否したり、耕作権を排斥するといった事件が発生し、裁判に及んでいた。一五号文書は、東浜新田の地主秋岡治郎作が、一八九一年暴風雨に際し、流失した畑砂を全て自力で原状回復したとして従来の作人の耕作権を排斥した事件である。

裁判では、荒地地であつた東浜新田の開発をめぐり、地主が堤防を築き新田として開発したという主張と、百姓が開墾に従事して耕作適地へ

宛 先	備考及び提出者のコメント	
尼崎町 <u>生野伊助</u>	奥書：地主代 八木新助	第1号から第7号は、いずれも畑砂または上砂の売買証書。小作人が畑砂の所有権を有すること、地床主がその所有権を認めて奥印していること、所轄戸長が証明していること、公課を作人が負担していることを証明するもの
新城屋新田 <u>竹間清七</u>	奥書：地主小野部市右衛門・副戸長平野治平	
寺本善造・榎本武平・林嘉十郎・阪本嘉平・由良仁右衛門・西村豊太郎	奥書：東浜新田地主村上與市郎、木村祐七、戸長伊達尊親、副戸長平野治平	
初島新田 <u>家野彦平</u>	奥書：副戸長 平野治平	
初島新田 <u>門脇儀右衛門</u>	奥書：副戸長 平野治平	
<u>樽谷清九郎</u>	奥書：M14.2.18付、戸長津久井敏正・地主代八木新助	
字中在家町 <u>樽谷清九郎</u>	奥書：M14.2.18付、戸長津久井敏正・地主代八木新助	
松葉傳六		畑砂所有者が一定期間を限り「普通作人」に転貸する契約
惣町 名主・組頭・惣代	藩庁において新田の地盤を作り、これを町人に貸し下げた際の文書。町人のうち10人の引受人、並びに町役人等にその監督を命じた方法契約書であり、新田の起源を立証するもの	
拾人		
西田伴右衛門・山田文右衛門・東山源之丞・百姓	大庄屋の奥印	年貢米の取捨、もしくは藩庁用金（徴税）の徴収などいずれも百姓宛、すなわち請願人共の祖先へ直接命令した事実を証明するもの
山田幸蔵・山下族・本山源之丞	大庄屋の奥印	
惣百姓	支配人は藤兵衛	
尼ヶ崎町長 欄津倍太郎		新田の堤防が大破した際、所属の村方において地方税の補助を受けた事実を証明。官庁がこれを認可し、補助を行った事例は他にない。新田の状況が一般作人の利害に大きく関わることが酌量されたもの
兵庫県知事 周布公平	字新城屋東島・字東高洲・字大高洲、字新城屋西島・字渡島・字西高洲・字東浜	
兵庫県知事 周布公平		
—		
—		
尼崎町助役 欄津倍太郎		
控訴人・北方惣助、被控訴人・本咲利一郎	被控訴人後見人 八木新助	底地地主において畑砂所有者の権利を妨げようとして畑砂の名称に異議を唱え、売買の奥印を拒否。これに対し作人の一人から提訴。判決理由の如く、地床主は「畑砂」「上砂」の名義を以て奥印する義務あることが証明された
原告秋岡治郎作・被告北方惣助	新田地主の一人である秋岡治郎作、M24暴風雨の際、堤防の一部破壊を奇貨とし、全て流失した畑砂を自力で原状回復したとして従来の作人の耕作権を否定。これに対し作人が提訴。該新田の地盤所有者と地表所有者が分立していることを立証	
控訴人秋岡治郎作・橋本新右衛門、被控訴人 利倉伊平	畑砂売買に際して奥印を拒否した、新田地床主である秋岡治郎作他1名に対し、小作人より出訴。第14号同様、地床主は畑砂所有者の権利を確認し、売買に際して奥印すべきとの慣行を立証するもの	

表5 請願参考書の資料一覧

番号	表題	内容	年月日	作成
第1号	畑砂売渡証券	川辺郡大洲村のうち東新城屋新田字南橋詰108番の畑砂1反14歩を、代金90円を以て売り渡す証券	明治20.6.26	売渡主 大江まつ
第2号	畑砂代売券証書	川辺郡西高洲新田字七ツ割35番-1の畑砂2反4畝の売渡証券	明治12.4.3	第15区 七ツ松村 橋本新右衛門
第3号	上砂永代譲渡証	川辺郡第九区東浜新田のうち畑砂反別3町8反5畝20歩を代価887円2銭3厘を以て譲渡する証券	明治11.8.14	第九区別所村 高穂長四郎
第4号	畑砂売券証文之事	初島新田のうち「かノ割23番地」の畑砂8畝6歩、「とノ割57番地」の畑砂6畝22歩を代金95円81銭4厘で売り渡す旨	明治8.11.7	売り主 築地町 西〇卯平
第5号	畑砂売券証文之事	初島新田のうち「ほノ割17番」の畑砂5畝歩を代金22円4厘で売り渡す旨	明治8.10.14	売主 初島新田 森常治郎
第6号	畑砂代売渡証文	川辺郡大洲村のうち字新城屋四方井路68番地の畑砂1反2畝17歩を代金115円を以て売り渡す旨	明治13.12.30	売渡主 大洲村字新城屋 八木佐七
第7号	畑砂代売渡証文	川辺郡大洲村ノ内新城屋字東松高洲246番地の畑砂代9畝8歩、同所同字262番地の畑砂代1反9畝21歩を、代金265円を以て売り渡す旨	明治13.12.30	売渡主 大洲村新城屋 八木藤治郎
第8号	畑砂小作確証	川辺郡大洲村のうち字東浜新田地内八番割の畑上砂代2反4畝歩の作得金24円(10円/反)の証明	明治17.1.-	尼ヶ崎小作人 釜倉藤兵衛・ 請人 八木佐七
第9号	覚(ほか)	新地請負人に対する申し渡し8項目	—	郡代
		惣町組頭連判証文	—	惣町 名主・惣代
第10号	尼ヶ崎領辰歳免定	東浜新田及び溝部新田の免定(天保9改)	辰歳	〔尼崎藩〕
第11号	尼ヶ崎領卯歳免定	東浜新田及び溝部新田の免定(天保9改)〔潮入のため見分の上年貢米用捨〕	卯歳	〔尼崎藩〕
第12号	〔西高洲新田への高掛申しつけ〕	御用銀278匁4分と銀181匁6分の申しつけ	不明	役所
第13号	御証明願	以下の書類が原本と相違なきことの証明願	明治26.6.3	(大洲村)松本久吉・高見喜八 (尼崎)北方惣助・由良熊之助・ 嘉渡藤蔵
	地方税補助願	高潮と暴風で大破した尼崎港東西両海岸の復旧工事費の補助願	明治24.12.5	大洲村惣代 山下義明・ 河合仁兵衛・矢野文次
	評決書	尼崎港堤防修築費負担方法の評決書	明治24.12.5	大洲村惣代 山下義明・ 河合仁兵衛・矢野文次
	工事承認書	兵庫県の工事承認書	明治25.7.2	兵庫県 工事監督
	受領証(1)	工事請負金の受領証	明治25.11.9	秋岡治郎作
	受領証(2)	工事請負金の受領証	明治25.11.11	本咲利一郎 代河合仁兵衛
第14号	裁判言渡書	判決の言い渡し書	明治19.6.4	大阪控訴院
第15号	判決正本	東浜新田における無断作排斥の訴訟に対する判決	明治27.3.28	神戸地方裁判所(民事第二部)
第16号	欠席判決正本	畑砂代売り渡し奥書調印請求の控訴事件に対する判決正本	明治28.12.4	大阪控訴院(民事二部)

「永小作権ニ関スル請願参考書」(国立公文書館所蔵)より作成。
 下線は明治32年請願書の署名者。斜体字は同姓または類似の氏名が請願書に見出される者。
 コメントは請願者が記したものの要約。

と改良したのであり、百姓はその労力に対する報酬として畑砂所有権を得、地主の承諾を得て自由に売買してきたのだという下作人側の主張がたたかわされた。両者の主張を歴史的に把握するのは難しいが、下作人側の主張が請願書につながる内容であることが見て取れよう。参考資料に収められた判決はいずれも下作人側の主張を裁判所が認めたものであるが、ここから地主と下作人の緊張関係を看取できよう。永小作権保護の法的措置を求めた請願書の背景として、その直前まで畑砂の認知をめぐる地主・下作人間の対立が存在していたのである。

以上、請願書を理解する上で重要な論点を四点にわたって考察した。近世、新田開発に際して開発者の下で労働力を投下した人々があり、かれらはその報償として、「砂代」などの名義で永小作権を保有することを認められた。かれらの中には直接耕作者として農業に従事した者もあったが、権利を保持しつつ他人に耕作させたり、あるいは権利そのものを売却してしまうケースもあった。請願書における、祖先の「辛苦」をめぐる主張は、近世における新田開発を形作る事実に基づくものではあったが、明治三二年の時点では署名者たちの幾人かは主張の内容から乖離した存在になっていたことは否定できないであろう。請願書が強調する、転貸や小作が可能という（尼崎における）永小作権の特質は、その主張のうちに権利保持者から農業生産を分離させる契機を内包しているのである。

地租改正において下作人たちは、土地所有権を獲得できなかった。その際の下作人たちの受け止め方を表現するのが「地床ハ終二分レテ」

という文言であろう。近世以来の下作人にとって、先祖による労力提供を根拠とする永小作権こそが新田に対する権利と認識されていたと思われる。これに対して地租改正は、下作人たちに所有権を認めなかった。その直接の結果は不明であるが、近代国家によって地床の所有権が自分たちから切り離され、地床所有者にのみ法的権利が認められるという、全く新しい事態がもたらされたと、下作人達には受け止められたのであろう。

ただし請願書によると、地租改正の打撃は限定的だったようでもある。その後も地主や戸長の承認を受けつつ、永小作権が認知されていたからである。この間、明治二〇―三〇年代に至る間に、本咲利一郎（泉屋）や秋岡治郎作（鉛屋）による大規模な新田所有が確立していったとみられるが、その過程で永小作権が否定され、排除されていく。尼崎地域におけるこうした動きとともに、国家による永小作権の法的な否定が明らかになったのが、民法制定であった。近世以来の下作人にルーツを持ち、あるいは売買等によって永小作権を保有していた請願者たちが永小作権の保護を求めて行動を起こしたのは、こうした歴史的な段階においてであった。

三 尼崎地域における資本主義形成と新田経営

二では、永小作権保護請願の内容を、請願に現れた下作人の論理に即して考察した。本章では新田経営をめぐる社会的諸関係を、明治期尼崎における地域史の展開に位置づけて明らかにしてゆく。

(1) 都市ブルジョア地主

『尼崎市史』第三巻は、明治一〇年代における経済変動のひとつの帰結として、都市部におけるブルジョア地主の成立に注目している。

明治一〇年代の経済変動の下、農村と都市にわたって階層分解が進行した。農村部では中・下層農民、さらには一部の上層農民までが土地を喪失する一方、インフレ期に蓄財に成功した一部上層農民や商業・高利貸資本への土地集中が発生した。こうして土地を所有しない層が激増するとともに所有規模の両極分解がすすみ、特に大阪市・尼崎町・伊丹町の不在地主の所有地が増大したのである。当時、貧窮化した農民は農村に滞留し、かれらを基盤として地主・小作関係が形成されていた。

都市部では住民の一貫した貧窮化が進行したとみられる（士族の流出、半失業的雑業層の沈殿）。その中で、「自宅のみの所有者が大量に減少したのになんとして、一方では宅地を所有しないもの、他方では貸地をもつ宅地地主が激増し、宅地所有関係においてはげしい分解が生じた」（二〇八頁）。

同書では、経済変動期に蓄財に成功して土地と資本を集中させた者たちが、都市部におけるブルジョア地主として成長していくことに注目し、三反（九〇〇坪）以上の宅地所有者二〇人に加え、「なお宅地所有は多くないが土地所有の比較的多い六人」がこれに当てはまるとした。その特徴は、醤油醸造・酒造・肥料販売・米商・魚問屋・質商といった、尼崎の伝統的商工業を営み、それを基盤にした資本蓄積をもとに耕地・宅地を集積し、銀行・紡績業といった近代的企業に投資

し、経営に参画してゆくというものであった。かれらは、資本主義が形成されつつある中で、尼崎町の近代都市化をその資力に基づいて牽引した人々といえよう。

その筆頭が本咲利一郎である。市街地の宅地所有は四二一六坪に及び、耕地所有でも沿岸部新田を中心に群を抜いていた。明治二〇年代初頭、沿岸部新田は本咲と巽家、それに秋岡治郎作、祐野平三郎によつてその大半が所有されていたが、秋岡（所有宅地一八二八坪）と祐野（同六六〇坪）もブルジョア地主と性格づけることが可能である。そして秋岡は明治二〇年代に、さらに新田の集積を進めてゆく。そしてこの時期には、新田所有者と永小作人との間で、永小作権の認定をめぐる紛争が発生していた（表5）。これが、ブルジョア地主が企業への投資を本格化させてゆく時期と重なっていることに注目したい。特に本咲はその資力を背景に、尼崎銀行や尼崎紡績の設立に深くかかわった。秋岡については企業との関係は確認されないが、尼崎のブルジョア地主が企業経営に参画してゆくこの時期、尼崎沿岸部の広大な土地は工業用地として注目を集めつつあったと思われる。土地の自由な処分を阻碍する要因として永小作権が排除されていたのは、耕地・宅地の集積をふまえて企業投資が進められる、このような時期においてであった。

(2) 永小作人

永小作権保護請願の署名によると、永小作人の大半は、その職業が「農業」とされていた。新田上の権利に関する請願であるから農業関

係者が多いのは自然なことだが、その実態を解明する必要がある。

近代尼崎の新田地帯は、「尼いも」と呼ばれる甘藷の生産地であった。一九〇一年の統計書によると、川辺郡の沿岸部には二〇八・六町歩に上る作付けがあった。²⁶⁾ 上質のものは仲買人を通じて京都へ出荷されるなど、商品性の高い作物であった。畑の砂は、武庫川河口の砂を採取して定期的に入れ替え、元肥として土に藁灰をまぜたり、苗を植えた後は下肥をかけるなどの手間が必要であった。こうした農業生産のあり方に「畑砂」のひとつの背景があると思われる。永小作人には、このような新田地帯での農業に直接従事した者も少なくなかった。²⁷⁾

永小作人と農業との関わりについては、なお追究が必要である。ここではその手がかりを二点示しておきたい。西成郡・川辺郡・武庫郡沿岸部で甘藷作に従事する者たちは、問屋への売却価格の下落を防止するために、三郡甘藷作同業者同盟を結成していた。明治三二年五月

二〇日付の規約に、新田組ごとの総代として署名しているのは、(初島組) 山口吉三郎(20)・門脇豊松(21)、(中組) 新城屋・東西高洲・大高洲・東浜か) 平野治平(183)・梅澤常吉(1)、(築地組) 上村新三郎(63)、(竹屋新田村) 高岡徳三郎・中川久治郎(144)である。ここでは永小作人の「甘藷作同業者」としての側面が現れている(番号は表4と対応)。

永小作人と農業の関わりを知るもう一つの手がかりとして、大高洲新田での小作について触れておきたい。大高洲新田は、土地台帳によると明治二〇年代初めには祐野平次郎が所有し、その後大阪在住者の間で転々と所有権移転したあと、尼崎伊三郎が買収する。尼崎家は大阪を拠点とする海運業によって蓄積した資金を以て尼崎の土地への投資を開始し、明治三〇年代前半に急速に土地を集積した。大高洲新田はその一部である。新田は尼崎耕地部によって農地として経営され、明治四〇年度の史料によると貸地料を負担する小作人が三八名存在した(表6)。小

表6 大高洲新田の小作人

番号	居所	氏名	反別	貸地料(円)
壹号	尼崎町	牡丹久作 ▲	2.1.6.21	260.004
貳号	中島	千星市三郎	0.4.8.14	58.160
参号	中島	鳥羽伊助	0.2.6.18	31.680
四号	中島	井上庄太郎	0.3.9.01	46.840
五号	中島	金森亀吉	0.2.0.03	24.120
六号	尼崎町	井澤傳七 ○	0.4.0.10	48.400
七号	尼崎町	西村良吉 ▲	0.5.2.23	63.320
八号	尼崎町	上村新三郎 ○	0.7.1.25	86.200
九号	尼崎町	廣島亀吉	0.5.3.14	64.160
拾号	大洲村	弓場庄平	2.3.4.20	281.600
拾壹号	尼崎町	福田幸次郎 ▲	0.4.5.17	54.680
拾貳号	中島	井上平次郎	0.4.0.07	48.280
拾参号	中島	三好繁蔵	0.5.3.24	64.560
拾四号	中島	木村彦四郎	0.3.9.23	47.720
拾五号	大洲村	村上芳松	1.2.0.28	145.120
拾六号	尼崎町	土橋寅助	0.7.5.15	90.600
拾七号	尼崎町	中川常蔵 ▲	0.6.1.20	74.000
拾八号	中島	山口伊之助	0.5.8.24	70.560
拾九号	中島	三好市松	0.5.8.01	69.640
貳拾号	尼崎町	梶本米吉	0.7.4.14	89.160
貳拾壹号	尼崎町	樽谷巳之助 ○	0.5.1.24	62.160
貳拾貳号	尼崎町	政岡卯一郎	0.6.7.10	80.800
貳拾参号	中島	大塚藤助	0.5.0.21	60.840
貳拾四号	大洲村	永田鹿蔵	0.4.9.03	58.920
貳拾五号	中島	井上喜蔵	2.0.8.17	250.680
貳拾六号	中島	市山元三郎	0.4.1.23	50.120
貳拾七号	尼崎町	梅澤常吉 ○	1.0.3.17	124.280
貳拾八号	尼崎町	稲垣亀吉 ▲	0.2.0.07	24.280
貳拾九号	大洲村	由良平吉 ▲	0.3.6.19	43.960
参拾号	尼崎町	松本豊吉 ○	0.1.8.16	22.240
参拾壹号	尼崎町	由良熊之助 ○	0.8.5.05	102.200
参拾貳号	尼崎町	由良興蔵 ○	0.1.6.06	19.440
参拾参号	大洲村	弓場庄吉	0.3.7.05	44.600
参拾四号	大洲村	橋本徳太郎 ○	0.2.0.00	24.000
参拾五号	大洲村	詠田卯之松 ○	0.4.4.10	53.200
参拾六号	大洲村	詠田松之助 ○	0.1.9.18	23.520
参拾七号	大洲村	七松寅三郎	0.5.1.27	62.280
参拾八号	尼崎町	北方末松 ▲	0.2.0.26	25.040

(合計) 23町7反 2851円
6畝10歩 36銭4厘

『明治四拾年度 大高洲新田貸地料納金小作名簿』
(尼崎耕地部文書。尼崎市立地域研究史料館所蔵)
より作成。

○は永小作権保護請願の署名と一致する者、

▲は居所が一致する同姓の者であることを示す。

作人には、永小作権保護請願の署名者と一致する者一〇名、居所が一致する同姓の者七名が確認される。その他、西成郡川北村中島の小作人一二名がいた。尼崎耕地部はかれらから反あたり約一二円の貸地料を収納している⁽²⁹⁾。小作契約の成立過程や永小作権との関係等、詳細は不明だが、ここでは永小作人の一側面として、尼崎耕地部の経営下で大高洲新田の小作人として位置づけられていたという点を指摘しておきたい。

永小作人のうち、経歴が明らかになる者について表7にまとめた。

「豪農」とされる者は、新田での大規模な甘薯生産からの利益獲得に成功した者たちである。ただし、前章でも指摘したように、請願書はその主張のうちに永小作人から農業生産を分離させる契機を内包していた。

請願参考書の第八号文書は、東浜新田の畑砂所有者が一定期間を限って「普通作人」に転貸した際の契約書である。このように永小作人が耕地を小作に出す場合も少なくなかったと思われる。近世以来、永小作人には、農業生産から離れていく契機があったのではないだろうか。

永小作人(表4)の中には、農業の外に商工業に従事する者も見られる。特に醤油醸造業の大塚家(55)、魚問屋の畑中甚八(133)・奥田吉右衛門(166)は、いずれも尼崎の伝統的商工業を代表する有力者たちである。中でも奥田は、有力魚問屋の営業を基礎に宅地一三四四坪を所有し、尼崎紡績・尼崎共立銀行にも投資するブルジョア地主の一人に数えられる者である。肥料商の奥野庄七(148)も同様である(宅地所有一四六三坪)。永小作人の少なくとも上層が、尼崎の資本主義化を牽引するブルジョア地主であったことは、永小作権の実質を考える上

で重要である。永小作権は、こうしたブルジョア地主の経済基盤の一部をなす資産としての意味をも有したのである。

また永小作人には、秋岡姓をはじめ、共通する姓を有する者が散在している。かれらは、有力家を含む同族的・同業的な結合関係(同時に世代間の連続性も)を相互に取り結んでいた可能性も高い。

表7に経歴を示した永小作人のうち、梅澤常吉(1)や橋本庄次郎(64)など、多くは農業生産に基盤を有しつつ商工業や貸家業に進出した者である。ただしかれらが商工業で成功した後、農業を実質的にどのよう営んでいたのかはわからない。一方、本田泰次郎(93)や八十原松之助(150)のように、農業との関わりがそもそも不明な者もいた。永小作人の中には、農業との関わりを持たず、権利として永小作権を保有している者も少なくなかったのではないだろうか。

このようにして永小作人の中には、商工業にも従事し、あるいは資産を蓄積して貸屋業や金融業を営み、こうした経済力を基盤に地方政治に進出したり、社会的に活性化する者も現れてきた。例えば北方家は、西本町(中在家町の一部)で本家・分家関係をつくり、荒物商や生魚商を営んでいた。北方末松は大高洲新田の小作人であり(表6)、呉服商である本家が農業にも関わっていたらしいこともうかがわれる。北方惣助(119)は、地主本咲利一郎・秋岡治郎作を相手取り永小作権の承認を求める裁判を起こした永小作人であり、永小作権の主張において最も活発であった一人といえよう。そして永小作人たちは大阪の弁護士に依頼して請願を衆議院に提出するに及んだ。永小作人は、その

表7 永小作人の経歴等

No.	氏名	職業・居住地	経歴など
1	梅澤常吉	中在家町、「豪農」	「明治十年大洲村より移住、昔時より農を業とす、殊に広漠たる芋畑を有し、其産額一ヶ年一万円以上に達すと云ふ」。町議、「議員古参株として宿老の一人也」。寺惣代、衛生組長、貫布欄神社氏子総代など。
20	山口吉三郎	初島、「豪農」	尼崎挽材会社（北海林業の前身）に土地を提供。「是れ尼崎町に土着人以外の経営に成る工場建設の嚆矢」「其後東亜セメント株式会社工場建設の議あり、氏に計るに土地の譲渡を以てせり、氏言下に快諾是れ亦た極めて廉価を以て自地を提供」「市開発殊勲者の一人」。氏は現在三町歩の芋畑を有し毎年一万五千貫以上を産し初島の大地主として資産十数万円を超ゆ」
63	上村新三郎	農業、築地町在住	先祖は難波村の人、代々農業。旧幕時代には土地の豪農として知られる。傍ら酒造業を営したが維新後廃業。「今尚は新田を有し芋畑のみにて十二丁歩を有し居れり。尼崎名物の甘藷を京都方面に輸出せしは当家を以て嚆矢とす」
64	橋本庄次郎	農業、築地町在住	尼崎の旧家。約300年前から住所を築地北浜通に構える。代々農事。「専ら甘藷の耕作を為し…」「現今農事の外築地及別所村に貸屋104軒」「土地家屋の貸付、貸金業」
91	樫本武平	別所村、「豪農」	明治9年生まれ、代々農業。「氏の代に至りて専ら金銭貸付業を営み、又近郷の素封家なり」。町議、市議。
93	本田泰次郎	本田油店、製油及び石油卸商。中在家町	明治元年創業。灯火用菜種油は需用なく、機械用が多い。原料菜種の使用量は1ヶ年に1万貫に達するといわれる。アメリカ・スタンダード社特約店として石油販売も。輸入高は年1万箱に上るといふ。
112	山田由松	山田製綿所店主、中在家町	明治27年創業。当初は小規模、手打ち製綿のみ。漸次拡大、明治37年機械を据える。多くの職工を使う。生産高6000貫に達す。中国製綿花を使用。
119	北方末吉	北方商店、荒物下駄雑貨商。尼崎市西本町。店主北方末松	慶応元年、北方宇助創業。当主末松は道意新田・横田勘次郎三男。M26当家の嗣子となる。次いで家業を継ぐ。当家は西本町2の北方家の分家。本家は農業の傍ら呉服商を営む。
125	黒田藤吉	農業	「尼崎山の洲に住し…」？「農業及金貸業を営む有福の人」貸屋十数軒、祖先は善九郎。
127	林太平	別所村、「豪農」	尼ヶ崎町農会副会長、郡会議員、町会議員、市制施行上京委員。市会議員・市参事会員。M13生まれ、尼崎共立銀行に入る。退職後農事に従事。
144	中川久治郎	農業、築地町在住竹谷新田在住	竹谷新田庄屋。城主より紋章入り木杯を受ける。父は武十郎。小森区長の下で副区長。「久次郎氏は専ら農事に親しみ居れり」
149	木下半三郎	荒甚精米店、別所村。店主木下伴三郎	200年来の老舗。宝永の頃、荒物屋四郎兵衛の創業、その父は荒物屋甚兵衛。当主は18才で家業を継ぐ。精米器2台を昼夜運転。
150	八十原松之助	豊茂、豊製造業。西本町明神前	先祖は豊屋茂平。200年来職を継承。播州多可郡の人。当地に来て数十年、数人の徒弟。
参考	八十原竹蔵	八十原商店、和洋酒醬油商。西本町明神前	実家は豊商。10才で父死去、兄・松之助に養われる。家業に従事した後、兄の許しを得て資金を調達、明治25年12月開業。
172	安川徳松	尼崎市築地、店主安川福松。「竹八」	100有余年前から樽輸(?)の専門。中途にて半農・半商、当主福松は再び竹材販売に。主に建築用材を販売、樽輸用、竹籠用も。

『尼崎郷土誌』(1916)、『尼崎現勢史』(1916)より作成。No.は表4と対応。

上層は都市ブルジョア地主ともいえるような経済的実力を有する者たちであり、財産権の主張においては裁判や議会への請願も辞さない、社会的・政治的実力の持ち主でもあったのである。

(3) 新田地主と永小作人

新田の地主と永小作人のそれぞれについて、明治期尼崎における地域史の展開に即して、多面的に考察してきた。ここで新城屋新田西島と初島新田を素材に、両者の関係について改めて考えておきたい。³⁰⁾

一八八三年(明治一六)一二月、新城屋新田西島・初島新田の地主である本咲利一郎と異利蔵他五三名と小作人(新城屋新田西島六六名、初島三四名)の間で小作契約が締結された。これら小作人のほぼ全てを、永小作権保護請願の署名に見出すことができる。契約によると、新田の「借地金」は

一反あたり五斗八升五合と定められ、一石につき現金五円一二銭の石代相場に基づいて納めることと定められた。すなわちこの借地金は一反につきおよそ三円となり、これはこれら新田における地租の約三・五―三・八倍に相当する。これら新田における伝統的な土地利用は畑作であったが、小作契約の形式は水田稲作を前提としていることに注意しておきたい。

この小作契約締結後、明治三〇年代に至る間の新田では、こうした小作契約と畑砂慣行が両立していた。永小作人の一人である戎與平（初島新田）に対して「地主」名義で発行された「作砂券」一八点が現存している⁽³¹⁾。表面には「作砂持主 戎與平」と明記され、字初島内の地割と作砂の面積が示されている。地主が、戎與平の作砂所有を認めた証券といふことができる。裏面には「此券ヲ所持スルモノハ地主トノ約束ニ拠ル可シ、若シ之ニ拠ラザルカ又ハ借地料ヲ不納スルモノハ此券無効タルコトアルベシ」「表書作砂売買、譲与、或ハ書入質等ヲナストキハ必ズ地主ノ認諾証印ヲ請フベシ」と印刷されている。つまり、地主の承認に加え、借地料の支払いが作砂権の有効を担保するという仕組みであった。また作砂の売買や譲渡等にも地主の承認が必要とされていた。

これらの点は、永小作権保護請願での主張と食い違っている。請願では、地主が若干の「地盤料」を収納する旨には触れられていたが、地主とは無関係に永小作権の売買等が可能であると強調されていた。しかし、実際に地主と永小作人との間で取り交わされた契約書と作砂権によると、小作契約の履行が地主による永小作権（畑砂）の承認につ

ながっており、永小作権の売買等についても地主が自己の管理下に置くという関係であった。これは地主側から見た契約の内容であるが、請願の主張はこれらの史料によって相対化されよう。請願が、永小作人側が一方的に権利を主張したものであった、という側面は否定できないのではないだろうか。

これらの新田は本咲利一郎と異家がほぼ折半所有していたが、一八九九年一二月に異家の所有権が本咲に移転している。両新田をほぼ全域にわたって所有することになった本咲は、一九〇一年に至って小作料の増額を小作人に請求し、これが拒否されるや神戸地方裁判所民事部に提訴するに及んだ⁽³²⁾。請求内容は、一八八三年以来の小作米（宅地の賃料も含む）価格五円一二銭（石）を、明治三四―三八年度までは明治二九―三三の五ヶ年間の相場を平均した一一円五〇銭（石）とし、明治三九年度以降は順次五ヶ年ごとに、その起点となる年度の前年より遡った五ヶ年の相場を平均した価格に改正するというものであった。つまり一八八三年以来、地租改正時の相場に固定してきたものを、時価相当に引き上げるという趣旨である。従来の小作契約は政府による五ヶ年ごとの地価見直しの方針を前提としていたが、これが廃止となり、その後米価が漸次高騰したため、小作料の定めが不合理になったといふのが小作料引き上げの理由である。

訴状は、提訴に至った背景を「米価ノ騰貴ニ伴ヒ小作人タル被告共ガ得ル所ノ収益ハ昔日ニ倍蓰シ、之ニ反シ地主タル原告カ負担スル新田保護ニ関スル費用ハ著シク増加セシモノナレバ」と述べている。ここで

もまた、水田稲作を前提にした小作契約に関して述べられていることに注意しておきたい。実際には永小作人が利益を上げたのは甘薯生産を通じてのことであり、これに対する貸地料（小作料）が低く抑えられたまなになっていた、と捉えるべきであろう。また後半では「新田保護」のための地主の負担について触れている。これについても実態は不明であるが、沿岸部新田地帯は風水害の被害を受けることがしばしばあり、堤防等の復旧の際に地主が費用を負担することについて述べていると思われる。この費用を、従来の小作料では負担しきれないと主張しているのである。永小作人が甘薯生産で利益を上げる一方で、地主は低廉な小作料を収納するのみで、土地維持のための負担ばかりが重い、というのが地主側から見た新田経営の実態であった。

この訴訟が、永小作権保護請願の直後に提起されていることを本稿では重視したい。永小作人側からは財産権保護のための立法措置が請願され、地主側は永小作人による負担の増額を司法の場合へ訴え出るに至った。新田の所有・経営と永小作権をめぐる社会関係は、近代的土地所有権の確立と資本主義化の下で矛盾を深めつつあった。こうした動きが新田地帯にもたらした新しい歴史展開について、次章で述べることにしたい。

四 新田地帯の工業開発

永小作権保護を求める請願書は、第一四回帝国議会において採択された。この議会には、尼崎の他にも高知県と愛知県の永小作人より、永小作権保護及び民法第二百七十八條修正の請願が提出されていた。

これを背景としてこの議会では、民法施行法中改正法律案も成立し、民法施行法第四十七条に第三項が追加されることになった。追加条項は、民法実施後五〇年が経過したときの、永小作権消滅請求（有償）の優先権を地主に認めるものである。この時に地主がその権利を放棄するか、あるいは権利を一年間行使しない場合、永小作人は地主から所有権を買収することを要する、とされた。⁽³³⁾ この改正は、五〇年後における権利消滅時の財産権保護を謳うものであるが、請願者の期待に添えるものではなかったと思われる。

一方、小作料増額請求訴訟の結果については、本稿では明らかにできていない。しかし、この二つの動きの直後に新田の所有権上に生じる変化が、その帰結を示していると思われる。以下では、請願と提訴を経た後の、尼崎地域での動きを見ていく。

（１）売却される新田

第一に、新田の売却に注目する。新城屋・東高洲・初島新田の所有権移転状況をサンプル的に表８に整理した。まず新城屋新田について考えてみよう。この新田は本咲利一郎と異家の持ち合いであったが、一八九九年（明治三二）一二月に異家分はすべて本咲に所有権が移転している（事情は不明である）。続いて一九〇二—〇五年にかけて、新田は一筆ずつ個人に売却されてゆく。売却先のほとんどは永小作人である。このうち、南橋詰一〇八番と、四方井路六八番に注目したい。請願参考書には地租改正後、一八八七年に至る期間の畑砂売却証券が含まれていたが、

表8 土地所有権の変遷

①台帳作成時点の地籍					②M32.12	③M32以降所有権移転			④工業資本
字	地番	畝	歩	地価	所有者	異→本咲	移転年月日と所有者	M32請願	
新城屋碓 角	293	13	6	39,600	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.10寺本よね→M37.3.26林太平	△→○	
	316	12	9	36,900	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.17林嘉平	○	
	303	15	21	47,100	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.22吉井久次郎	○	
	311	10	14	31,400	本咲利一郎	—	M35.12.2武田太平	○	
	312	10	18	31,800	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.10利倉亀吉	○	
	299	11	24	35,400	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.22榎本武平→M36.11.2榎本たつ	○→△	
新城屋碓 角外	366	12	0	36,000	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.16吉井市治郎	○	M40 旭硝子
	382	13	10	40,000	巽リツ→巽隆蔵	○	M36.3.10吉井久次郎	○	
	383	16	6	48,600	本咲利一郎	—	M35.12.2大島安次郎	△	
	390	17	19	52,900	本咲利一郎	—	M35.12.16荒井種吉	○	
	392	16	29	50,900	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.16今井幾太郎	×	
	393	12	1	36,100	本咲利一郎	—	M35.12.2黒田藤吉	○	
	386	11	21	35,100	本咲利一郎	—	M35.12.10林菊松	○	
新城屋煎 屋裏	388	11	11	34,100	本咲利一郎	—	M35.12.2林太平	○	
	399	18	12	55,200	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.2林太平	○	
	400	13	4	39,400	本咲利一郎	—	M35.12.4梶うの→M39.11.22村上弥蔵	△→×	
新城屋四 方井路	401	11	1	33,100	巽リツ→巽隆蔵	○	M35.12.2林太平	○	M40 日本醤油醸造 ↓ 住友伸銅鋼管
	66	27	17	87,282	本咲利一郎	—	M38.5.3北方惣助	○	
	68	12	17	39,789	本咲利一郎	—	M38.4.11樽谷為三郎	○	
	69	18	6	57,625	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.4.25上村新三郎	○	
	73	12	20	40,106	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.5.3北方惣助	○	
	77	21	15	68,074	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.5.3北方惣助	○	
新城屋南 橋詰	86	20	25	65,963	本咲利一郎	—	M38.5.3北方惣助	○	M40 日本醤油醸造 ↓ 日本電線製造
	105	11	4	35,151	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.5.3本田かし	△	
	107	12	27	40,844	本咲利一郎	—	M38.4.25弓場孝吉	×	
	108	10	14	33,140	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.4.11生野伊助	○	
	110	36	8	114,829	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.5.3北方惣助	○	
	112	14	7	45,066	本咲利一郎	—	M38.5.3本田かし	△	
新城屋西 島水尾	114	18	22	59,314	本咲利一郎	—	M38.4.11北方萬蔵	△	M40 日本醤油醸造 ↓ 日本電線製造
	134	21	5	67,019	本咲利一郎	—	M38.5.3北方久吉	○	
	136	14	7	45,066	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.5.3七松寅三郎	×	
	139	13	0	41,161	本咲利一郎	—	M38.6.23八木種治郎→M38.12.30梶鶴之助他	△→△	
	140	16	10	51,715	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.5.3松本久五郎	△	
	141	20	15	64,908	巽リツ→巽隆蔵	○	M38.4.11北方萬蔵	△	
	142	15	0	47,493	本咲利一郎	—	M38.5.3松本久吉	○	
東高洲ム ノ割	143	20	12	64,591	本咲利一郎	—	M38.4.11野口太三郎	○	M40 大阪セメント ↓ 谷口房蔵
	61	17	3	51,279	本咲利一郎	—	M38.4.25黒田藤吉	○	
	62	20	5	60,476	本咲利一郎	—	M38.4.25黒田藤吉	○	
	63	14	3	42,283	本咲利一郎	—	M38.5.3樽谷巳之助	○	
	64	12	4	36,385	本咲利一郎	—	M38.4.25荒井種吉	○	
	65	13	0	38,984	本咲利一郎	—	M38.5.3梅澤常吉	○	
	66	23	15	70,472	本咲利一郎	—	M38.4.17大島嘉吉	△	
初島ヌノ 割	67	11	4	33,387	本咲利一郎	—	M38.4.11吉田喜人	×	M40 東亜セメント
	180	17	13	61,602	本咲利一郎	—	M34.12.27高岡亀吉	○	
	182	15	11	54,300	巽リツ→巽隆蔵	○	M34.12.27西山安蔵	○	
	189	10	11	36,632	巽リツ→巽隆蔵	○	M34.12.27大塚由り→M40.2.15竹末朗徳	○→×	
	190	15	17	55,006	巽リツ→巽隆蔵	○	M34.12.27矢野文次	△	
	191	17	26	63,134	巽リツ→巽隆蔵	○	M34.12.27山口新五郎	△	
	194	10	8	36,278	巽リツ→巽隆蔵	○	M34.12.27芦澤弥蔵→M37.12.31芦澤すゑ	○→○	
	202	12	0	42,403	巽リツ→巽隆蔵	○	M34.12.27矢野文次	△	
	209	19	26	70,201	巽リツ→巽隆蔵	○	M34.12.27井上駒吉	○	
	212	14	27	52,651	本咲利一郎	—	M34.12.27矢野安吉→矢野新次郎→高岡亀吉	○→△→○	
214	17	3	60,425	本咲利一郎	—	(不明)梶萬太郎	○		

神戸地方法務局尼崎支部所蔵の土地台帳から作成。

地目が畑である面積1反以上の土地を掲載した。また明治30-40年代に見られる分筆・合筆は省略した。

「M32請願」欄の○は氏名が一致、△は同姓、×は該当者がいないことを示す。

前者は第一号文書に、後者は第六号文書で取り扱われている区画に該当するのである。第一号文書によって、畑砂一反一四歩を代金九〇円で大江まつから譲り渡されたのは生野伊助であった。生野は請願に署名した永小作人である。そして一九〇五年四月一日付で、この区画の土地所有権の生野への移転が登記されているのである。第六号文書も同様であり、樽谷清九郎が畑砂を所有していた土地の所有権が樽谷為三郎（親族と思われる）に移転している。このように一九〇二年—〇五年の土地所有権移転は、永小作人が畑砂を所有していた土地の所有権そのものを獲得したことを意味すると考えられる。これにより、永小作権と小作契約の双方が解消することになったと思われる。これは財産権保護の質的な実現であると同時に、小作料増額請求訴訟の決着のつけ方でもあっただろう。そして、これと同様の動きが、東高洲新田と初島新田でも確認される。これは、新田地帯のうち、土地所有権の移転パターンから見た第一グループに共通する特徴といえることができる。

こうして実現した、元・永小作人による新田の細分化された所有は、しかし長くは続かなかった。これら新田は、数十筆単位で合筆され、尼崎沿岸部に工場を建設しようとする工業資本へと、その所有権がいつせいに移転してゆくのである。例えば、新城屋新田のうち、字碓角ほかの土地は一九〇七年に旭硝子（三菱系）に所有権が移転する。また同字四方井路ほかの土地は、同年に日本醤油醸造会社へ所有権が移転するが（同工場は二年後に焼失してしまう）、若干の変遷を経て住友伸銅鋼管の所有地となつてゆく。これらの工場は、阪神工業地帯の重要な

一角をなす尼崎の中でも基幹的な大経営として、その後の尼崎地域のあり方に大きな影響を及ぼしてゆく。新田地帯の永小作権解消、所有権の移転は、尼崎を近代工業都市へと向かわせる基底的な条件整備としての意義を持ったのである。

（2）土地会社の登場

次に、土地会社について考察する。一九一九年（大正八）年七月、尼崎土地（株）が設立される。設立登記によると、同社は「兵庫県尼崎市大洲村字東浜及同村西高洲ニ於ケル土地建物ノ所有、売買、賃貸借及土地ノ開拓、利用、運河ノ開鑿、港湾ノ修築並ニ建物ノ造営」を目的としていた。³⁴

宣伝用パンフレット³⁵によると、同社が経営地とするのは、西高洲新田・東浜新田の一四二、〇〇〇余坪であった。この史料では、都市計画上の工業区域に適した経営地の立地環境が紹介された後で、会社設立の歴史的経緯が述べられる。この土地には、尼崎における工業化の初期以来、企業家が関心を寄せてきた。ところが地主と永小作権者の紛争があり、容易に処分できぬまま甘藷畑として使われてきた。しかし尼崎市（一九一六年市制施行）が本格的に工業都市化するに際し、この土地を従来のまま放置するのは市の繁栄につながらないとして「当事者が奉公的自覚」を持つて宿年の紛争を一気に解決し、会社設立にこぎ着けた、というのである。同社は阪神電鉄や日本電力に発電所敷地を供給していくことになる。こうした臨海部工業地帯の建設につなが

秋岡治郎作と橋本新右衛門（川辺郡七松村の庄屋家が共有していたが、一九〇五年に秋岡政治郎がこれを相続、一九一九年に尼崎土地へ売却している。東浜新田もほぼ同様に、土地所有権の移転が行われた。そしてこれら新田の領域においても永小作権を主張する者（その中心は西高洲新地の下作人に系譜を有する者）があったが、それが解消されたことで、土地会社の設立と工業開発に向けた土地の運用が実現したのであった。

興味深いのは、永小作権者と土地会社の関わりである。表9と表10に、一九二三年一月時点の同社の株主についてまとめた。同社は社長南郷三郎をはじめ、神戸の資本によって設立されたという性格が強いが、株主には尼崎の永小作人（請願署名者）、またはその子孫と思われる者が多数名を連ねている。かれらの動向は詳しくはわからないが、おそらく永小作権の解消（放棄）と引き換えに、株主として同社に投資する道が選択されたのであり、ここに「奉公的自覚」を以て行動した

表9 尼崎土地の株主

地域	人数	株数
尼崎市	59	12980
神戸市	54	77870
武庫郡	16	6950
大阪市	5	770
川辺郡	3	170
その他	8	1260
合計	145	100000

出典は表10に同じ。

表10 尼崎土地・尼崎市居住株主の集約

株数	氏 名
1320	梶鶴之助
1230	榎本武平
1060	林太平
900	樽谷為三郎
650	林嘉平 林菊松
600	繁益重蔵
570	林俊二
540	黒田善三郎
400	奥田吉右衛門
310	榎本彌平
300	黒田喜蔵
250	竹間清七
250	松本健次
250	由良熊之助
200	吉井利治 藤井藤吉 阪本嘉兵衛
150	林喜蔵 岡部宗介 武田太三郎 黒田宇三郎 木原丑松 由良きよ
110	杉原ジユウ
100	井澤忠平 林長次郎 奥野庄七 柄谷定吉 田中七平 松本久五郎 寺本よね 狭川良一 庄司龍三郎 下村鶴松 森島ヨシエ
90	黒田亀之助
80	田中卯之助 松本常蔵
75	櫻井忠剛
70	林治三郎 北方惣助
60	水堂為次郎
50	大澤彌一郎 野口太三郎 源太辰蔵 平久吉 水堂いわ
35	山中清五郎
30	碓福松 中西市平
20	稲垣岩松 友田眞三郎 中村七太郎 八木角之助
10	林寅次郎 新熊八十吉 山田亀三郎 朝田源兵衛

尼崎土地会社「自大正十一年十二月一日至大正十二年十一月三十日 第四期営業報告書」より作成。

と評価される内容があったのであろう。

以上をまとめておく。おそらく尼崎における工業化初期、すなわち明治二〇年代以来、尼崎の新田地帯は工業用地として注目を集めていた。しかし工業用地として開発をすすめる上で、永小作権の存在が土地所有者にとって桎梏と化しつつあった。また地主と永小作人の関係も、小作契約をめぐる矛盾を深めつつあった。永小作権保護請願と小作料改正請求訴訟は両者の矛盾した関係を表現する二つの大きな出来事であったが、おそらく訴訟を直接のきっかけとして、まず地主本味が永小作人に権利保有地の所有権を売り渡したのである。これは第一グループに見られた動きである。これに対して第二グループはやや解決が遅れたようだが、尼崎の重化学工業化が始まる第一次大戦期に至って土地会社を設立し、永小作人に投資させるという形で決着がつけられた。

永小作権解消の道筋が二つのグループで異なったのは地主の個性にもよったものと思われるが、新田の工業用地への転換に永小作人を介在させている点に最大の、そして共通した特徴がある。一連の経過は、永小作権と小作契約をめぐる地主・永小作人間の矛盾を、工業化に伴う利益配分を永小作人側にももたらすことで解決へと導かれたものと、捉えられるのではないだろうか。

おわりに

石川道子は、近世尼崎における江戸積み酒造業が関連諸産業に及ぼす経済効果の大きさに加え、酒造業者が「城下の有力商人として、新田開発や藩札の名義人として存在していたことは、尼崎町のあり方を検討する上でも見逃せない」と指摘している³⁶。近世尼崎における有力商人による経済活動を多面的に分析することの可能性が示されているわけだが、本論も新田の経営という側面で接点を持つ。そして本論の分析を踏まえると、この指摘の持つ射程をさらに延長させうるのである。

二つの角度から整理しておきたい。ひとつは、上記有力商人と分ちがたく関係を取り結んだ下作人Ⅱ永小作人の実態にこだわり、分析することの重要性である。本論では、新田地帯での農業の実態や、商工業者と新田開発及び権利保有の関係といった論点を考察した。史料面での限界もあり実態の全面的な解明には及ばなかったが、農業に従事した永小作人だけではなく、権利保有者と直接耕作者の存在を想定しておく必要がある。もうひとつは、新田経営をめぐる社会的諸関

係を、明治期までを見通して把握することである。尼崎沿岸部の新田地帯という個性を持った地域が、明治国家による近代的土地所有権の確立過程でどのように再編されてゆくのか、資本主義形成の過程で新田をめぐる社会的諸関係がどのような相貌を以て表面化してくるのか、といった論点が見出された。これらの分析を通じて、新田という近世における開発の産物をめぐる社会的諸関係が尼崎地域に深く広く根を張り、それが明治期に至るまで地域を特徴づけてきたことが明らかにになった。近世・近代移行期の尼崎地域の特質を明らかにする上で、本論で取り上げた諸論点を欠かすことが出来ないのではないだろうか。

本論では、地租改正後も地域で認知されてきた近世以来の永小作権が、地域における資本主義の確立過程でその矛盾を顕在化させはじめ、民法制定によって引き起こされた永小作権保護請願と、小作料をめぐる紛争が契機となって、工業開発に向けた条件整備を可能にする方向性の下で伝統的社会関係が再編されてゆく、という見通しを描いた。こうした再編を決定づけたのは、成長しつつある都市ブルジョアⅡ地主の工業開発への期待と、永小作人の財産権確保への欲求であった。近代的国家体制の整備（地租改正から民法制定に至る）と資本主義形成の下、永小作権をめぐる地域固有の慣行は次第に維持困難となり、矛盾が紛争となって表面化するに至った。両者が受け入れ可能な解決策が、本論で見たとおり、新田の所有権移転や土地会社の設立だったのではないだろうか。こうして都市ブルジョアⅡ地主は、永小作人を介在させつつ、尼崎への工業資本進出の条件を整備することに成功したのである。

これ以後の尼崎地域では、尼崎築港会社（浅野系）による、武庫郡大庄村の沿岸部新田地帯に及ぶ大規模港湾開発と、室戸台風後の災害復興土地画整理事業（この過程で甘薯生産は絶滅する）を経て、沿岸部に重化学工業地帯の本格的な形成が達成されてゆく。本論は近世にはじまり、工業化の端緒までを対象とするが、阪神工業地帯の形成過程を長期的視点で把握する上での基礎部分をなすものと考ええる。

【註】

- (1) 森杉夫「新田農民の成長―泉州松屋新田における場合―」『浪速大学紀要』第二巻、一九五四年、所収。
- (2) 丹羽邦男『形成期の明治地主制』塙書房、一九六四年。
- (3) 川井健『民法判例と時代思潮』日本評論社、一九八一年。
- (4) 中嶋節子「近代大阪の都市地主」鈴木博之他編『シリーズ都市・建築・歴史7 近代とは何か』東京大学出版会、二〇〇五年、所収。名武なつ紀「戦前期における大阪の都市形成と住友―大阪北港株式会社を中心に―」『住友史料館報』第三八号、二〇〇七年、所収。
- (5) 『尼崎市史』第三巻（山崎隆三執筆）、一九七〇年。熊谷開作『民法実施当時の尼崎の上砂慣行』尼崎市立地域研究史料館紀要『地域史研究』第九巻第二号（通巻二六号）、一九七九年一〇月、所収（のち熊谷『日本の近代化と土地法』日本評論社、一九八八年に収録）。市川真一「地主制の確立と尼崎臨海部の工業用地化について」尼崎市・自治体問題研究所編集『ペイエリアは誰のものか』自治体研究社、一九九四年、所収。
- (6) 町田哲「坂本新田の成立と構造」同『近世和泉の地域社会構造』山川出版社、二〇〇四、所収。
- (7) 若林泰「個人請新田金融に関する二、三の史料―尼崎新城屋新田の場合―」『地域史研究』第三巻二号（通巻八号）、一九七三年一〇月、所収。
- (8) 作道洋太郎「泉屋利兵衛の系譜と創業」『地域史研究』第三巻第三号（通巻九号）、一九七四年二月、所収。
- (9) 川辺郡寺本村前田宗五郎家文書（尼崎市立地域研究史料館所蔵）及び解題（史料館作成）による。
- (10) 『尼崎市史』第六巻（一九七七年）五一〇―五一二頁、五二〇―五二二頁。
- (11) 梶広子氏文書（尼崎市立地域研究史料館所蔵）のうち「中在家町町絵図」（慶応二年）をもとに作成されたもの。中在家町絵図復元グループ「中在家町町並み絵図の復元」、『地域史研究』第三巻第二号（通巻九二号）、二〇〇一年一二月、所収を参照。
- (12) この他、鍋屋甚右衛門、直場屋吉右衛門（魚問屋）、籠屋喜兵衛、畑中屋甚八（魚問屋）、泉屋忠七、泉屋弥兵衛が挙げられる。その他、新田屋、碓屋（魚問屋）、鳴尾屋、樽屋、竹屋など屋号だけが一致する者もある。
- (13) 前掲『尼崎市史』第六巻、四九四―四九八頁。
- (14) 『尼崎市史』第二巻（一九六八年、八木哲浩執筆部分）、一六七―一七五頁。
- (15) 前掲『尼崎市史』第二巻、一七一頁。
- (16) こうした傾向は一八八五年（明治一八年）測量の地形図でも確認できる。ただし、本論で指摘した浜手側に向かった膨張のほか、町域の西側にも市街地が膨張したようである。この点については慶応二年中在家町復元図では確認できなかった。
- (17) 前掲『尼崎市史』第六巻、四九一―四九二頁。
- (18) 『明治三十二年公文雑纂 三十五建議二』（国立公文書館所蔵）所収。『尼崎市史』第七巻（一九七六年）に翻刻が掲載されている（四一八―四二〇頁）。なお末尾には合計二一〇名の署名があるが、これは翻刻が省略されている（本論表4を参照）。
- (19) 一八八〇年、郡区町村編制法に基づいて大洲村が成立、川辺郡沿岸部の新田地帯を領域とした。町村制施行に伴い、例えば「川辺郡尼崎町ノ内

大洲村字初島」のように表記されるようになった。

(20) 注(18)に同じ。

(21) 前掲『尼崎市史』第六卷、四八八頁。

(22) 同前、四七六頁。

(23) 神戸地方法務局尼崎支部所蔵。

(24) 小野武夫が著書『永小作論』(巖松堂、一九二四年。一三二—一三三頁)で法典調査会保管文書の一点として紹介しているのが、第三号文書にあたる。熊谷前掲論文も参照。

(25) 前掲『尼崎市史』第三卷、一九二—二四頁。山崎隆三「尼崎地方の都市・農村における土地所有の変遷—土地台帳の整理資料を中心として—」『地域史研究』第九卷第三号(通卷二七号)、一九八〇年三月。

(26) 『明治三十四年 兵庫県川辺郡統計書』による。

(27) 尼いもクラブ企画・編集『尼いもの本』(第1巻絶滅編(増補版)、二〇〇三年)には、初島・新城屋・武庫郡道意新田等で甘薯生産に携わった人々からの聞き書き(聞き手は井上眞理子・横山澄男・榎本利明)が収録されている。特に矢野實氏(一九一四年生まれ、初島)、戎市郎氏(一九三三年生まれ、初島)、西川たね氏(一九二五年生まれ、新城屋、旧姓八木)は永小作人に系譜を有する人々と判断される。

(28) この他に(武庫郡)道意組、(西成郡)布屋組があった。『尼崎市史』第七卷、四〇二—四〇四頁。

(29) 「明治四拾年度 大高洲新田貸地料納金小作名簿」(尼崎耕地部文書、尼崎市立地域研究史料館所蔵)。

(30) 「小作米価格改正請求訴状」(戎市郎氏文書、尼崎市立地域研究史料館所蔵)。

(31) 戎市郎氏文書(同前)。

(32) 注(30)に同じ。

(33) 『大日本帝国議会議』第五卷、一九二七年。

(34) 「尼崎土地会社設立登記(複製)」(尼崎市立地域研究史料館所蔵)。

(35) 「尼崎市と尼土地」尼崎土地株式会社、一九三二年、一七一—一九頁。

(36) 石川道子「尼崎城下の江戸積み酒造業」『地域史研究』第一一〇号、二〇一〇年九月、二五頁。

(桃山学院大学)